

重点計画-2007(案)に対する
パブリックコメントの結果について

「重点計画 - 2007」(案)に対するパブリックコメントの結果について

これまでの経緯

第41回IT戦略本部(H19.5) 「重点計画 - 2007」(案)の審議(パブリックコメント開始)

パブリックコメントの募集期間 H19.5.29~H19.6.27(30日間)

各分野について幅広い意見

パブリックコメント総数 95件【提出者数 企業:9件、その他の団体:26件、個人等:60件】

IT戦略本部のリーダーシップ、政策効果・具体的施策の明確化、評価の実効性の確保等幅広い意見の提出あり。

「重点計画 - 2007」に記載されている施策を実施する上で、今後参考とする。

修正を実施した項目の数(単なる字句の修正は除く) 5箇所 本質的な内容の修正はなし。

主な具体的修正点

提出コメントの概要

国民の健康情報を大切に活用する情報基盤の実現(P14)

・健康情報をどこに預け、その情報が個人が関与しないうちに分析され営利目的の活用に供されないようにすることを担保する関連法の整備の必要性を明確に打ち出すべきである。

国民の健康情報を大切に活用する情報基盤の実現(P15)

・医療情報連携に関しては、「地域の中心的な医療機関に保存されている診療情報」を「連携する医療機関とネットワーク等を用いて安価かつ迅速に共有できる体制の構築」とするべきである。

国民の健康情報を大切に活用する情報基盤の実現(P15)

・健康情報の利用の範囲と制限のあり方、透明性の確保について、2008年度から特定健診が実施されることを考えると、2007年度中に一定の結論を得るべきである。

「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」使えるデジタル・ディバイドのないインフラの整備(P89)

・2011年までの地上デジタルテレビ放送への完全移行実現に向けて、全府省をあげた取り組みとするため、施策担当府省を内閣官房、総務省及び関係府省と改めるべきである。

世界一安心できるIT社会(P97)

・「長期的な視野で抜本的な技術革新等の実現を目指す「グランドチャレンジ型」研究開発・技術開発に取り組むのが相応しいテーマについての具体的検討の開始」との記述が分かりにくい。

コメントを踏まえた修正

【基本的な考え方】

「…医療の質の飛躍的な向上を図る。その際、個人情報保護に配慮しつつ公益に役立てるため、制度面の整備を含めた適切な環境整備を行う。」とする。(下線部の追加)

(2)(イ)地域における医療機関間の情報連携の支援

「医療情報インフラの導入負担を軽減し、地域における情報連携を促進するために、地域の中心的な医療機関と連携する医療機関が、ネットワーク等を用いて安価かつ迅速に診療情報を共有できるシステムの構築、または行政機関等が設置するデータセンターに地域の医療機関の診療情報を集約し、…」とする。(下線部の追加)

(3)(ア)全国的に収集すべき健康情報のあり方及び分析の仕組みの確立

「…全国的規模で収集・分析すべき健康情報及び収集の仕組み、利用の範囲と制限のあり方、透明性の確保について、後掲「1.1 (4) (ア) 健診結果及びレセプトデータの収集体制の構築」と調整を図りつつ、2007年度より検討し、一定の整理を行う。」とする。(下線部の追加)

(2)(ア) 地上デジタルテレビ放送への完全移行

「(2)(ア) 地上デジタルテレビ放送への完全移行(内閣官房、総務省及び関係府省)」とする。(下線部の追加)

(1)情報セキュリティ技術戦略の推進

「…「グランドチャレンジ型」研究開発・技術開発(長期的な視野で抜本的な技術革新等の実現を目指す研究開発・技術開発)に取り組むのが相応しいテーマについての具体的検討の開始…」とする。(下線部の追加)